

第2 要請限度調査

1 目的

騒音規制法第21条の2、第17条第1項・第3項並びに振動規制法第19条及び第16条第1項の規定に基づき、区内を通過する主要幹線道路(6路線)について、道路交通による騒音振動の実態を把握し、今後の自動車騒音振動対策の資料を得るため、昭和52年度より道路交通騒音振動・交通量調査を毎年実施している。

「要請限度」は、指定地域における自動車騒音または道路交通振動が限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると区市町村長が認めるときに、道路管理者等の関係機関に対し要請等を行うことができる限度として、騒音規制法と振動規制法で定められている。

2 調査地点

評価区間の道路近傍騒音レベル調査地点は表1の4地点とした。調査地点概要図を図1に示す。

表1 調査地点

対象道路	地点番号	所在地	用途地域	区域	車線数	
				振動	上り	下り
環八通り	①	西嶺町13番	準住居	一種	3	3
	②	羽田五丁目5番	準工業	二種	3	3
中原街道	③	南千束三丁目32番	準住居	一種	2	2
	④	田園調布本町41番	近隣商業	二種	2	2



図1 調査地点概要図

3 調査期間

令和3年11月9日～令和3年11月12日まで

4 測定・分析方法

(1) 騒音レベル測定

所定の位置に騒音計のマイクロホンを設置し、「騒音評価手法等の在り方について（自動車騒音の要請限度）（報告）」（平成11年10月6日 中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会）に基づき、月曜日の昼間から金曜日の昼間の中で連続24時間測定を3日間実施し、パワー平均を求めた。騒音計の周波数重み特性はA、時間重み特性はFとし、0.1秒間隔の瞬時値を内部メモリーに記録した。

また、除外音を確認するために、騒音計のマイクロホンの近傍にICレコーダを設置し、実音を録音した。分析は評価マニュアルに示す除外音を除いた後、昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)、夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$) を求めた。

除外音の処理にあたっては、騒音解析ソフトを用いて瞬時値データをコンピュータ画面に表示させ、突発的な騒音等の発生時刻を確認した後、ICレコーダの録音データから同時刻の騒音を再生して除外音かどうかを判断し、除外音処理を行った。

(2) 振動レベル測定

所定の位置にピックアップを設置し、振動規制法に基づき、1時間1回の測定を

24時間連続で3日間実施した。1回の測定はJIS-Z8735に定める振動レベル測定方法に基づき、振動レベル計の演算機能を使って毎正時より30分間の時間率振動レベル (L_{10}) を求め、その算術平均を求めた。

(3) 交通量・平均走行速度測定

騒音・振動測定と同一地点において、昼間・夜間で各2回、10分間の上下別、車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車）の交通量を測定した。また上下別に10台の通過時間を測定した。

昼間とは6時から22時の時間帯をいう。夜間とは22時から6時の時間帯をいう。

5 調査結果

(1) 道路交通騒音測定結果

各地点の時間区分別騒音レベルを表2に示す。

今回の測定では、昼間が69dB~74dB、夜間が67dB~70dBとなっていた。

環境基準については、西嶺町13番（環八通り）、南千束三丁目32番（中原街道）、田園調布本町41番（中原街道）の昼間及び夜間、羽田五丁目5番（環八通り）の夜間で基準を超過していた。超過量は最大で5dBである。

要請限度については、超過した地点はなかった。

表2 時間区分別騒音結果一覧

路線	地点	平成27年度調査		平成30年度調査		令和3年度調査	
		時間区分 (L_{Aeq}) dB		時間区分 (L_{Aeq}) dB		時間区分 (L_{Aeq}) dB	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6~22時	22~6時	6~22時	22~6時	6~22時	22~6時
環八通り	①西嶺町13番	72△	69△	74△	71△▲	74△	70△
	②羽田五丁目5番	68	66△	70	69△	69	67△
中原街道	③南千束三丁目32番	71△	69△	72△	70△	71△	70△
	④田園調布本町41番	68	67△	70	69△	72△	70△
基準	環境基準	70	65	70	65	70	65
	要請限度	75	70	75	70	75	70

※ 平日三日間の等価騒音レベル (L_{Aeq}) の平均値

※ △は環境基準を、▲は要請限度を超えたことを示す

(2) 道路交通振動測定結果

各地点の時間区分別振動レベルを表3に示す。

今回の測定では、昼間が48dB~52dB、夜間が46dB~50dBとなっていた。

要請限度については、超過した地点はなかった。

表3 時間区分別振動結果一覧

路線	地点	区域 区分	平成27年度調査		平成30年度調査		令和3年度調査	
			時間区分(L ₁₀) dB		時間区分(L ₁₀) dB		時間区分(L ₁₀) dB	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
			8～19時	19～8時	8～19時	19～8時	8～19時	19～8時
			(8～20時)	(20～8時)	(8～20時)	(20～8時)	(8～20時)	(20～8時)
環八 通り	①西嶺町13番	一種	55	53	53	50	52	50
	②羽田五丁目5番	二種	51	49	50	50	51	49
中原 街道	③南千束三丁目32番	一種	47	45	49	48	48	47
	④田園調布本町41番	二種	47	46	49	47	48	46
基 準	要請限度	一種	65	60	65	60	65	60
		二種	70	65	70	65	70	65

※ 平日三日間の振動レベル(L₁₀)の平均値。時間区分で上段が第一種区域、下段が第二種区域

(3) 交通量・平均走行速度測定
測定結果を表4に示す。

表4 交通量・平均走行速度測定結果一覧

地点名 地点住所 (路線名)	車線 数	時間 区分	調査 時刻	10分間交通量(台/10min)											平均走行速度(km/h)		
				騒音測定側の車線					騒音測定の反対側の車線						騒音測定 側車線	騒音測定 反対側 車線	
				大型I	大型II	小型	二輪	総台数	大型車 混入率	大型I	大型II	小型	二輪	総台数			大型車 混入率
地点① 西嶺町13番 (環八通り)	6	昼間	7:40	5	23	120	11	159	19%	6	20	156	18	200	14%	44	37
			10:10	7	42	135	11	195	27%	3	22	134	1	160	16%	36	37
		夜間	23:20	2	8	36	3	49	22%	1	2	37	3	43	8%	42	39
			1:20	5	3	30	1	39	21%	1	10	24	0	35	31%	42	40
地点② 羽田五丁目5番 (環八通り)	6	昼間	15:20	12	8	62	1	83	24%	23	17	38	4	82	51%	47	41
			17:50	9	1	94	4	108	10%	6	12	41	2	61	31%	48	44
		夜間	23:10	6	3	17	2	28	35%	10	7	22	2	41	44%	49	49
			1:30	6	3	8	0	17	53%	5	1	7	0	13	46%	52	49
地点③ 南千束三丁目32番 (中原街道)	4	昼間	6:00	12	23	185	10	230	16%	2	12	69	0	83	17%	40	42
			8:40	7	27	166	21	221	17%	3	20	137	7	167	14%	30	37
		夜間	22:00	2	4	65	1	72	9%	1	4	97	13	115	5%	42	44
			0:10	0	4	42	3	49	9%	1	6	56	5	68	11%	42	44
地点④ 田園調布本町41番 (中原街道)	4	昼間	8:00	12	16	143	16	187	16%	2	21	148	15	186	14%	38	38
			10:40	9	10	117	9	145	14%	3	30	143	4	180	19%	41	39
		夜間	23:40	1	3	50	1	55	7%	2	6	44	8	60	15%	39	75
			1:40	3	4	45	6	58	14%	1	3	30	0	34	12%	41	40

6 まとめ

(1) 騒音レベル

環境基準については、西嶺町 13 番（環八通り）、南千束三丁目 32 番（中原街道）、田園調布本町 41 番（中原街道）の昼間及び夜間、羽田五丁目 5 番（環八通り）の夜間で基準を超過していた。超過量は最大で 5 dB である。

要請限度については、超過した地点はなかった。

(2) 振動レベル

要請限度については、超過した地点はなかった。

(3) 調査結果の報告

今回の調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるように、道路管理者に情報提供を行った。